

神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者（以下「救急患者」という。）等の相談に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく診察の実施や精神科医療施設（以下「医療施設」という。）の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、救急患者の円滑な医療及び保護を図るために定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市とし、協調して実施する。
2 本事業の一部について、神奈川県知事（以下「知事」という。）、横浜市長、川崎市長及び相模原市長が適當と認めた団体等に委託して実施することができる。

(神奈川県精神科救急医療調整会議)

第3条 本事業の円滑な推進を図ることを目的に、神奈川県精神科救急医療調整会議を設置する。
2 神奈川県精神科救急医療調整会議の組織及び運営については、別途要綱で定める。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始期間（12月29日から翌年1月3日をいう。以下同じ。）の8時30分から17時までのことをいう。
また、「大型連休」とは、4月29日又は4月の最終土曜日から5月7日までの間の休日、4日以上の連休（休日が4日以上連續する日）及び年末年始期間のことをいう。
- (2) 「平日」とは、休日を除く日の8時30分から17時までのことをいう。
- (3) 「夜間」とは、1年を通じて17時から22時までのことをいう。
- (4) 「深夜」とは、1年を通じて22時から翌8時30分までのことをいう。
- (5) 「通報窓口」とは、休日、夜間及び深夜に発生した精神保健福祉法第23条の規定に基づく警察官の通報（以下「警察官通報」という。）に対応する窓口をい

う。

- (6) 「情報窓口」とは、休日、夜間及び深夜に救急患者を医療施設に紹介あるいは相談等に応じる窓口をいう。
- (7) 「初期救急」とは、外来診療のみで入院を要しない者に対応する精神科救急医療のことをいう。
- (8) 「二次救急」とは、患者の同意による任意入院、家族等の同意による医療保護入院を要する者に対応する精神科救急医療のことをいう。
- (9) 「基幹病院」とは、1年を通じて休日、夜間及び定められた日の深夜において、二次救急及び警察官通報による救急患者の受入れを行い、本事業専用病床を精神科病棟内に確保する病院をいう。
- (10) 「後方移送」とは、基幹病院の空床を確保するために、当該病院に入院した救急患者及び応急入院患者を基幹病院以外の医療施設へ転院させることをいう。
- (11) 「輪番病院」とは、定められた時間帯において救急患者の受入れを輪番で行う病院をいう。
- (12) 「平日輪番病院」とは、平日において、警察官通報等による救急患者の受入れ及び基幹病院から後方移送される患者の受入れを輪番で行う病院をいう。
- (13) 「夜間輪番病院」とは、夜間において、救急患者の受入れを輪番で行う病院をいう。
- (14) 「深夜輪番病院」とは、深夜において、救急患者の受入れを輪番で行う病院をいう。
- (15) 「休日輪番病院」とは、休日において、救急患者の受入れを輪番で行う病院をいう。
- (16) 「土日午後輪番病院」とは、土曜日及び日曜日の14時から20時において、救急患者の受入れを輪番で行う病院をいう。
ただし、土曜日及び日曜日が、大型連休と重なる場合は、実施しない。
- (17) 「当番診療所」とは、神奈川県域において、初期救急患者の診療を行う精神科及び神経科診療所並びに精神科及び神経科を併設しながら入院機能を持たない病院をいう。
- (18) 「初期救急医療施設」とは、横浜市において初期救急患者の診療を行う精神科診療所をいう。
- (19) 「初期救急診療所」とは、川崎市において、初期救急患者の診療を行う精神科診療所をいう。
- (20) 「急病診療所」とは、相模原市において、初期救急患者の診療を行う精神科診療所をいう。

(通報窓口)

第5条 通報窓口は神奈川県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）に設置し、夜間、深夜、休日における警察官通報を受理する。通報窓口は、受理した通報内容を主管課の当番職員に連絡をするものとする。

- 2 通報窓口職員は、警察官通報があった場合、通報元の警察署の所在地を所管する主管課の当番職員の指示により、診察の実施等に必要な連絡調整を行う。
- 3 通報窓口職員は、輪番病院及び基幹病院の空床状況を確認し、各主管課及び情報窓口へ伝達し、各主管課及び情報窓口から医療機関への依頼状況の調整を行う。

(情報窓口)

第6条 情報窓口は神奈川県総合医療会館内に設置し、救急患者等からの精神科救急医療相談に応じるとともに、必要に応じて医療施設を紹介する。情報窓口の対象者は初期救急及び二次救急の患者とする。

- 2 情報窓口が紹介する医療機関は、当番診療所、初期救急医療施設、初期救急診療所、急病診療所、輪番病院及び基幹病院とする。
- 3 情報窓口の体制、運営については別途定める。

(救急患者受入体制)

第7条 基幹病院は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター（以下「県立医療センター」という。）、北里大学病院、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「市大センター病院」という。）、昭和大学横浜市北部病院（以下「北部病院」という。）、川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）、横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）及び社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「東部病院」という。）の7病院とし、委託をするものとする。

- 2 基幹病院ごとの病床数は別表1に定めるとおりとする。深夜の輪番日については別に定める。
- 3 基幹病院の病床は、年間を通じて救急患者の専用病床とし、専用病床へ入院した者については、原則として後方移送を行う。
- 4 輪番病院は、一般社団法人神奈川県精神科病院協会（以下「協会」という。）に所属する会員とする。
- 5 輪番病院の輪番調整業務等について、協会に委託をするものとする。
- 6 平日輪番病院は第1ブロック又は第2ブロックで合わせて4病院、第3ブロック及び第4ブロックでそれぞれ2病院、計8病院を確保する。ブロック割りは、別表

2のとおりとする。

夜間輪番病院は、毎日1病院を確保する。

深夜輪番病院は、毎日1病院を確保する。

休日輪番病院は、4病院確保する。大型連休を除く土曜日及び日曜日においては、うち1病院を土日午後輪番病院とする。

7 平日輪番病院、夜間輪番病院及び深夜輪番病院は精神保健福祉法第19条の8の規定に基づく指定病院とする。

8 基幹病院及び輪番病院は、当番日に、指定医1名、関係職員及び受入病床（原則として保護室）を確保する。

9 輪番病院は、精神保健福祉法第29条の2の規定に基づく緊急措置入院を受入れた場合、輪番日以外に再診察をするための体制を確保するものとする。なお、3連休以上の連休において、再診察を平日に実施できない場合は、あらかじめ設定した再診察日に実施するものとする。

10 当番診療所は、日曜日、国民の祝日及び年末年始期間の9時から12時及び13時から17時に、輪番日の1日当たり、原則として県域に1か所確保するものとする。輪番の予定については、神奈川県が調整のうえ作成するものとする。

11 初期救急医療施設は、土曜日の13時から17時並びに日曜日、国民の祝日及び年末年始期間の9時から17時に診療を行うものとし、その運営については、横浜市長が適當と認めた団体等に委託するものとする。

12 初期救急診療所は、日曜日、国民の祝日及び年末年始期間の17時から21時に診療を行うものとし、その運営については、川崎市長が適當と認めた団体等に委託するものとする。

13 急病診療所は、5月の連休並びに年末年始期間を除く日曜日及び国民の祝日の9時から17時に診療を行うものとし、その運営については、相模原市長が適當と認めた団体等に委託するものとする。

(移送体制)

第8条 警察官通報等に伴う移送は、22時までについては、知事、横浜市長、川崎市長及び相模原市長が、それぞれ独自の体制で実施するものとする。また、深夜については、精神科救急医療深夜帯移送体制実施要領に基づき、知事、横浜市長、川崎市長及び相模原市長の協調体制で実施するものとする。

(後方移送体制)

第9条 知事、横浜市長、川崎市長及び相模原市長は、ともに協調して基幹病院の受け入れ病床の確実な空床確保を図るため、当該病院に入院した救急患者を速やかに後方移送させるものとする。

- 2 後方移送は、平日及び休日に行うものとする。
- 3 後方移送は、原則として患者移送車により行うものとする。
- 4 救急患者の移送にあたっては、必要に応じて精神科救急医療に係る事業取扱要領に基づき看護者等の同乗のもとで行うものとする。
- 5 患者本人又は家族等の希望による転院については、後方移送体制の対象としないものとする。

(精神科救急身体合併症転院事業)

第10条 精神科病院に入院中の身体合併症の救急患者を治療するため、精神科救急身体合併症転院事業を実施する。運用については、精神科救急身体合併症転院事業実施要領に定める。

(精神科応急入院指定病院空床確保事業)

第11条 精神保健福祉法第33条の7第1項及び同法第34条に基づく救急患者を受入れるための病床を学校法人北里研究所北里大学病院にて確保し、1年間を通じて常時受入体制を確保する。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない協調事項等については、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が協議のうえ決定するものとする。

- 2 輪番日の平日輪番病院以外の医療機関に診察を依頼する場合には、その医療機関は平日輪番病院に準じて取扱うものとする。
- 3 休日、夜間及び深夜体制の効率的な運用を図るため、神奈川県は、必要に応じて、基幹病院、横浜市、川崎市、相模原市及び協会との連絡会議を開催する。連絡会議には、必要に応じて、他の関係者の参加を求めるものとする。連絡会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がこれを処理する。

別表 1

| 基幹病院名 | 病床数 |
|----------|-----|
| 県立医療センター | 16 |
| 北里大学病院 | 3 |
| 市大センター病院 | 3 |
| 北部病院 | 3 |
| 川崎病院 | 2 |
| みなと赤十字病院 | 3 |
| 東部病院 | 3 |

別表 2

| ブロック名 | 該当する保健所の管内 |
|--------|---|
| 第1ブロック | 川崎市域内保健所管内 |
| 第2ブロック | 横浜市保健所、横須賀市保健所、鎌倉保健福祉事務所三崎センターの各管内 |
| 第3ブロック | 相模原市保健所、藤沢市保健所、茅ヶ崎市保健所、鎌倉保健福祉事務所（三崎センター管内を除く）、厚木保健福祉事務所の各管内 |
| 第4ブロック | 平塚保健福祉事務所、小田原保健福祉事務所の各管内 |

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年4月1日施行の「神奈川県精神科緊急医療に関する実施要綱」並びに平成4年7月1日施行の「神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 11 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 2 項及び第 4 条第 10 項の改正規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 2 条第 17 号の次に 1 号を加える改正規定及び第 8 条の次に 1 条を加える改正規定は平成 19 年 6 月 1 日から、第 4 条第 2 項及び第 8 条第 6 項の改正規定は平成 19 年 8 月 1 日から、第 2 条第 6 号の改正規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条（19）及び第 4 条第 13 項の改正規定は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。